

福岡高等裁判所へ「公正な判決を求める」署名に ご協力をお願いします。

グリーンコープは、今、経済産業省が2020年9月4日に大手電力会社に対して行った「託送料金(電気を送る料金)に『賠償負担金』と『廃炉円滑化負担金』を上乗せして、全国の全ての電気利用者から徴収する」という認可決定の取消を求める裁判を行っています。

2020年10月15日に福岡地方裁判所に提訴、2年余の審理を経ての一審判決(2023.3.22)は、「原告の請求を棄却する」というものでした。国が「グリーンコープでんきは訴訟の原告にはならない」と主張したことはしりぞけましたが、請求した「国民の財産を左右することを、国会の決議を通さず経済産業省が決めるのは間違いだ」について、中身の判断をせず、国が「託送料金には公益費用を含められる。二つの負担金は公益費用だ」と主張したことそのまま前提とし、「だから認可は取り消さなくてよい」とし、司法が本来果たすべき判断をしてくれませんでした。控訴審では、「この前提が間違っている」という各界の意見書を証拠として提出し、安易にこの前提に寄りかかった判断をしないよう主張をしていくことにしています。

この訴訟には、誰もが「おかしいことをおかしい」と言える民主主義社会を未来に遺したいという思い・願いがこめられています。そのために裁判所には公正な判断をしていただきたいと切に願います。私たちの思いを署名に託して、福岡高等裁判所裁判長・裁判官に公正な判決を求めていきましょう。みなさま、署名へのご協力をお願いします。

◆グリーンコープでんきが裁判で訴えていること



【署名用紙の書き方】

- ◎ボールペンをご使用ください。
- ◎名前欄：姓が同じ場合も省略せず、姓よりご記入ください。
- ◎住所欄：「都・道・府・県」のいずれかに「○」で囲んでください。
※年齢制限、国籍制限はありません。※代筆可能です。

【署名用紙の提出締め切り】

- ◎組合員の方は、3月18日までに各生協へ提出してください。
- ◎組合員以外の方は、3月末までに「呼びかけ団体」までお届けください。

◆「賠償負担金」と「廃炉円滑化負担金」は、
託送料金に含めてはいけない「原発」の費用。
それなのにいつのまにか…

※グリーンコープでんきは、国の決め方に納得できずに訴訟をしていることから、グリーンコープでんき利用者から徴収しません。

知っていましたか？
私たちが払う電気代から
知らないうちに…

福島原発事故損害賠償負担金
2020年～2060年の40年間で
2兆4398億1017万5千円

廃炉円滑化負担金
2020年に原子力発電事業者7社から
申請された計15機の原発廃炉費用
4740億4988万5658円

原子力損害賠償・廃炉等支援機構



「託送料金認可取消請求控訴審裁判」に公正な判決をお願いします。

福岡高等裁判所

久留島群一裁判長 殿 秋本昌彦裁判官 殿 山下隼人裁判官 殿

グリーンコープは、九州・中国地方・兵庫・大阪・滋賀・福島16府県で43万世帯の母親たちが自分の家族・子どもはもちろん、この美しい地球に生きとし生けるたくさんの「いのち」を守りたいという思いで日々活動をしています。そうした中で、12年前に起こった東京電力福島第一原発事故の悲惨さ・過酷さを真摯に受け止め、もう二度と原発事故を起こしてはならないと強く決意し、原発のない社会の実現に向けて、市民が主体となって自然エネルギーによる発電所を作りました。そして、電力自由化の最終段階として、2016年4月から始まった「電気の小売全面自由化」によって電気の小売事業に着手し、2018年10月からやっと「原発の電気を使わない」電気を供給することができるようになりました。

ところが、2019年10月から託送料金(電気を送る費用で電気料金の約1/3を占める)に原子力発電に要する費用(賠償負担金・廃炉円滑化負担金)が上乗せされるようになりました。全ての電気利用者から有無を言わせず徴収するという、この仕組みは経済産業省が勝手に省令で決めて執行したことです。しかも、国(経済産業省)の言い分として「過去に安い原発の電気を使った分(過去分)を、全ての電気利用者に40年間支払ってもらう」ということです。過去に原発の電気を使ってもいない未来の子どもたちまでも対象になっているのです。これはとても理不尽でおかしなことです。日本のような民主主義国家にあって、国民の代表である国会議員による審議を経ずに一省庁が勝手に全ての電気利用者から二つの負担金相当額を徴収することを決めていいものでしょうか？

国民の権利と自由を保障する「三権分立」のひとつ、「司法権」を担っている裁判所として、一般社団法人グリーンコープでんきが原告となっている「託送料金認可取消請求控訴審裁判」に公正な判断をお願いします。

◆福岡高等裁判所に次の事項を強く要請します。

- 一. 託送料金認可取消請求訴訟控訴審に、法律に依拠して、公正な判決をお願いします。
- 二. 裁判所が、『法の支配』の砦であることを切に願います。

名 前	住 所
	都・道 府・県

【呼びかけ団体】一般社団法人グリーンコープ共同体

〒812-0011 福岡市博多区博多駅前1丁目5-1 博多大博通ビル3階
グリーンコープでんき内 「グリーンコープの託送料金訴訟を支える会」
(TEL 092-482-3880 e-mail uee@greencoop.or.jp)

【署名用紙の集約】① 組合員の方の場合は、3月18日までに各生協へ提出してください。
② 組合員以外の方は、3月末までに上記の宛先までお送りください。

※この署名は、福岡高等裁判所に提出する以外には使用いたしません。